

**武蔵野市**

**市民協働ハンドブック**

2010年版



*武蔵野市*

市民協働ハンドブック作成委員会

## はじめに

本市では 2007 年 3 月、『武蔵野市NPO活動促進基本計画』をつくりました。これは、市が従来から取り組んできた「市民とのパートナーシップによるまちづくり」をさらに発展させるために、市内で繰り広げられるNPO・市民活動の促進とパートナーシップの在り方に関する市の目標と方針を示すものです。

この中で、市とNPO・市民活動団体とが、共通の理解のもとで協働事業を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関するルールや具体的な仕組みをとりまとめた『市民協働ハンドブック』を作成する方針が出されました。

それを受けて、今回、NPO・市民活動団体を中心としたハンドブック作成委員会を組織し、公開ワークショップや市民・庁内ヒアリングなどを経て作成したものが、本ハンドブックです。今後使っていくなかで、内容について見直しを行い、必要があれば改訂する予定です。

協働についての理解を深めるための資料として活用していただくとともに、市と協働事業を行う際、あるいは協働事業の提案を行う際のガイドラインとして参考にさせていただくことを期待しています。

2008 年 3 月 25 日

武蔵野市

市民協働ハンドブック作成委員会

# 目 次

1. 「協働」ということばと「新しい公共」	1
2. 協働の定義と意義	2
3. NPO・市民活動促進に向けた市の基本姿勢と原則	3
4. 協働の対象	4
5. 協働のルール	5
6. 市に求められること	6
7. NPO・市民活動団体等に求められること	7
8. 協働の形態	8
9. 協働事業分野	12
10. 協働の進め方	13
11. 公金支出と公的施設使用を適正に行う原則	20
<資料>	
1 『武蔵野市NPO活動促進基本計画』概要	23
2 『武蔵野市コミュニティ条例』抜粋	27
3 作業経過と作成委員会委員一覧	29
<コラム一覧>	
1998年「特定非営利活動促進法」(NPO法)	1
市民活動における費用負担のタイプ	3
後援名義の申請はどうすれば?	9
武蔵野市関連の助成の種類と受け方	11
「場」の確保についての配慮	11
協定書とは何?	14
報告書に含む項目案	16
協定書見本	17
事業評価シートの項目見本	18
第三者評価とは?	19

## 1. 「協働」ということばと「新しい公共」

成熟社会・情報化社会の今日、私たちの暮らしはますます多様化し、市民のニーズも複雑になりました。それらにきめ細かく丁寧に対応するには、従来の行政サービスのやり方では不十分になりつつあります。

他方、地域課題は住民自身の手で解決しよう、まちづくりは市民の参画によって進めよう、という自治意識も高まっています。今、行政と民間との力をうまくつないで、共通の課題に取り組む「協働」という実践形態が、求められています。

「公共」の考え方も大きく変化しました。「公共」は、国や地方自治体だけが担うものではなく、国民や住民が、選挙や公聴会、陳情、請願などの制度的な政治参加のレベルを超えて、行政と対等のパートナーとして担うものだという考え方が、「新しい公共」ということばとともに浸透してきています。

行政と民間団体とが、公共サービスの充実と地域課題の解決、さらには地域コミュニティの活力増進を図るために、連携して公益活動に取り組む際の、対等のパートナーとしての関係の在り方とその実践原理を、「共同」や「協同」ということばではなく、「協働」ということばを当てて使うようになっていきます。いち早く「協働」を進めてきた欧米で使われている partnership という英語が「協働」に当たるものですが、そのほかにも共同制作を意識した collaboration とか創造的要素を重視した co-production という英語も「協働」に当たるものとして使われています。

### <コラム> 1998年「特定非営利活動促進法」(NPO法)

特定非営利活動法人(NPO法人)の自主性・自律性を尊重する観点から、行政の関与を極力抑制し、設立手続きにおいても主務官庁の許認可を廃止しました。

NPO法人は、自ら情報公開することによって、市民の監視を受け、市民の信頼を得ながら、市民によって育てられるべきであるという考え方は、市民公益活動が行政とは違う形で「新しい公共」を担うものであることを社会的に明確に認めたものだと言えます。

## 2 . 協働の定義と意義

『武蔵野市NPO活動促進基本計画』では協働を次のように定義しています。

協働とは、NPO・市民活動を行う団体と市が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を活かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために、協力して公益的サービスの提供に取り組み、あるいは“新しい公共”を作り出すことを言う。

つまり「協働」とは、地域課題の解決など共通の目的を達成するために、行政と民間という異種・異質の組織が、それぞれの得意な力を持ち寄って、対等な立場で協力して働き、ひとつの事業を実現することです。

協働の意義としては、さしあたり、次の四点が挙げられます。

### 協働の意義

- ①市民は、多様なニーズに応じたきめ細かなサービスを受けることができます。
- ②市民の力が生かされることによって、まちづくりなど、市民参加による自治の力が向上します。
- ③行政が身近になり、行政の透明性と効率性を高めることができます。
- ④行政との相互理解や行政に対する信頼が増し、地域の統治能力が高まります。

### 3 . N P O ・ 市民活動促進に向けた市の基本姿勢と原則

市は、NPO・市民活動それぞれの団体のミッション(使命)と思いを尊重した上で、各団体の自立的活動を促進できるような「自立促進型の支援」を、NPO・市民活動の促進に向けた基本姿勢としています。

この基本姿勢をもとに、『武蔵野市NPO活動促進基本計画』で、「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」として次の三つをあげました。本ハンドブックでも、この三原則を大前提として採用します。

#### 「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」

##### (1) 自発性・自主性の尊重

各団体の思いや理念を受け止め、活動の自発性・自主性を尊重し、新しい公共をともに担うパートナーとして位置づけ、相互理解に努める。

##### (2) 先駆性・多様性の尊重

行政が十分対応できていない課題や新しい課題に先駆的に取り組む市民活動を受けとめ、それらの多様な特性を生かした事業ができるよう、各団体からの情報提供や政策提言、事業提案の意義を尊重する。

##### (3) 自立化の促進

支援策についてさまざまな選択肢を用意し、各団体がそれらを主体的に選択・活用することで、行政に依存することなく、自立していけるようにする。

#### <コラム> 市民活動における費用負担のタイプ

A	B1	B2	B3	C1	C2	C3
すべて自己負担	交通費のみ支給	交通費と食事代支給	交通費・食事代プラスアルファ支給	最低賃金より低い謝礼支給	最賃より高いが相場より低い謝礼支給	相場に応じた報酬支給
	実費弁償			労働対価		
	無償(ボランティア活動)			有償(非営利活動)		

※C1・C2に対して「有償ボランティア」という呼び方は混乱を招くので、「市民参加型非営利活動」と呼ぶ方が望ましいという考え方が普及してきています。ボランティアをするにも交通費など経費がかかるので、ボランティア普及・推進のために、活動依頼先でB1～B3のような実費弁償を行うことが望ましいと考えられています。(『JYVA編ボランティア白書2001』より)

## 4 . 協働の対象

各種委員会や市民会議などへの参加のように市民が個人レベルで協働する場合がありますが、本ガイドブックにおいて行政との協働事業のパートナーとして想定するのは、原則として団体とします。

団体としては次の5種類を想定しています。

### (1) 特定非営利活動法人(NPO法人)

特定非営利活動促進法で法人として認証された公益活動団体

### (2) 市民活動団体・ボランティア団体

法人格を持っていない任意団体で、営利を目的とせず、ボランティアに幅広く活動を進めている団体

### (3) コミュニティ協議会

コミュニティセンター管理・運営を行う地域自治活動の拠点となる組織

### (4) 教育・研究機関

小・中・高等学校など教育機関や大学など教育・研究機関

### (5) 事業者及び事業者団体

企業や商店などの事業者と商店会や商工会議所、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの団体



市民の花(ツツジ)

## 5 . 協働のルール

協働を円滑に進めて行くルールの基本となるのが『武蔵野市NPO活動促進基本計画』で提案している「武蔵野市市民協働ルール・ファイブ」です。協働事業の実施に際しては、このルールを双方が理解した上で、協定書などを相談して作成します。

### (1)相互理解(対話と信頼関係)

対話を通じてお互いの特性と立場などを理解・尊重し、自由に意見を交換できる信頼関係を築き保つように心がけます。

### (2)目的の共有(事業目的の明確化)

協働を行うためには、それぞれが事業目的を明確に理解していることが重要です。事業目的を共有できるかどうか、お互いに納得できるまで協議しましょう。

### (3)役割分担の明確化(節度ある時限性を持った関係)

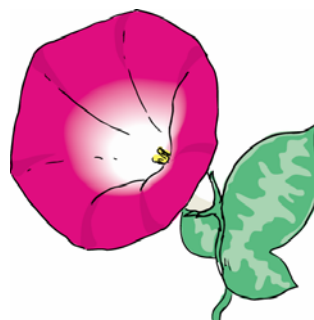
パートナーの活動への思いと得意分野を尊重しながら、役割分担を明確にし、協働事業の期間を限定するなど、節度ある協力関係を前提に活動します。

### (4)対等なパートナーシップの確立(相互に納得できる関係)

協働事業の遂行に当たっては、対等な関係を保ち、連絡・相談・報告の態勢をとりながら、事業の運用を行います。

### (5)客観性・透明性の確保

協働の過程や結果などの情報を公開し、協働事業について市民の理解を得るよう努めます。協働事業については、一定の時期に成果の検証・評価を行い、改善を行います。



市民の花(アサガオ)



## 6 . 市に求められること

市にとってパートナーと協働事業を行うことは、市民に対して、よりよいサービスの提供を実現するための方策です。

市が責任を果たすためには、次の事項に注意して行動することが求められます。

<b>NPO・市民活動団体等への支援</b>	市はNPO・市民活動団体等への情報提供や活動拠点の整備を行い、助成制度を整備し拡充します。 また、協働に必要な情報提供や相談を一カ所で行えるようワンストップ(統一窓口)化していきます。
<b>協働事業の実施のための庁内体制</b>	全体的な視野を確保しながら、市としての課題や地域課題に的確に対応します。 そのために、横断的な調整会議などを設けて関連する所管部課の連携を進めながら、庁内における情報共有と各種調整を行います。
<b>既存事業との連携</b>	協働事業を始める際には、現行事業を含めて、新規の事業計画と類似のものや連携可能なものがあるかどうかを検討して、効率的な事業展開を図ります。
<b>安上がりな事業運営でない適正な予算対応</b>	助成や委託を行う場合、協働事業に対する適正な予算化が必要です。安上がりな事業運営を目的とした協働は、本来の協働の在り方ではありません。
<b>柔軟な姿勢</b>	協働事業を実施するには、市は、縦割りの思考ではなく、広く市政全体を見渡して考え行動する姿勢を堅持します。
<b>わかりやすい説明</b>	市は行政サービスの課題等についてパートナーに分かりやすく説明し、必要な文書の作り方などに関しても丁寧に説明します。
<b>市民ニーズの把握</b>	市は、市民意見に耳を傾け、市民ニーズを的確に把握し、常に市民の目線を保持します。
<b>パートナーとの対話</b>	協働事業を効果的に推進するために、市は、積極的に現場に出て、パートナーと対話する機会を持ちます。
<b>コーディネートの必要性</b>	市はパートナーとよりよい関係を築き、協働の効果がさらに高まるよう必要な調整を行うとともに、適宜、適切な調整役を設定します。

## 7 . N P O ・ 市民活動団体等に求められること

パートナー側にも、協働を進めるに当たって求められる注意すべき事柄があります。

<b>行政の公平原則に対する理解と配慮</b>	市民の代表者は、選挙を通じて選ばれた市長と市議会であり、行政サービスを提供するのは市職員です。 行政は公平なサービスを市民に提供する責任を持っています。パートナーは、こうした点について理解します。
<b>知り得た個人情報及び行政内非公開情報の守秘</b>	パートナーは知り得た個人情報や行政内非公開情報を外部に漏らしません。
<b>公金と公の施設を使う自覚と責任</b>	補助金や公的施設運営は税金でまかなわれています。 そのことを自覚して、事業目的に沿った適切なサービスを市民に対して提供します。
<b>事業遂行に関する説明責任</b>	パートナーは協働事業の推進状況や成果について、市への報告など説明責任を負います。
<b>行政との対話</b>	市との協働事業者であることは行政の一員に加わることと同じ意味を持つことから、市と十分な対話を進めます。
<b>事業遂行等に関わる学習及び能力開発努力</b>	パートナーは、協働事業に参画するのにふさわしい経験や専門性、実行能力などをもつことが期待されます。 パートナーは学習・能力開発等に常に努力を払います。
<b>財政基盤の改善・強化など自立化努力</b>	自立化の努力を怠る団体は信頼を失います。 パートナーは、補助金に依存することなく、財政基盤の改善・強化などに努力し、自立を目指します。



市民の花(ジンチョウゲ)

## 8 . 協働の形態

協働の形態はいろいろありますが、協働の内容に即して大きく4つに分類して説明します。

### ( 1 ) 実施主体に関する協働

#### 共催、後援、実行委員会・協議会、事業協力

協働の形態	形態の説明	市における事業例
共 催	NPO等と行政が共同で一つの事業を実施する	むさしの青空市
		市民と市長のタウンミーティング
		文庫活動助成事業
後 援	NPO等の実施事業に行政が後援名義の使用等で支援を行う	高齢者携帯電話教室
		講演会
		吉祥寺南町春季防災訓練
		境南地域防災訓練・被害情報集約訓練
実行委員会・協議会	NPO等と行政等で構成された実行委員会・協議会が主催者となって事業を実施する	10 団体合同防災訓練
		くらしフェスタむさしの・武蔵野市消費生活展
事業協力	行政とNPO等が一定期間継続して事業を協力して行う	武蔵境駅舎・広場・街づくり協議会
		グリーンパートナー事業
		自転車安全教室
		録音図書貸し出し・対面朗読
		点字資料作成
		土曜学校・世界を知る会
環境講座		

## ( 2 ) 政策提案に関する協働

### 企画立案への参画、情報提供・情報交換、評価

協働の形態	形態の説明	市における事業例
企画立案への参画	行政が事業を企画立案する段階で、NPO等から意見や提案を受ける。審議会・委員会への参加等を含む	まちづくり活動推進委員会
		調整計画分野別市民会議
情報提供・情報交換	フォーラム・ワークショップ開催等で相互に情報を提供し合う。協働事業の提案や事業遂行に関する意見を聞く場合もある	生活支援ネットワーク会議
評価	NPO等が持つノウハウや専門知識を活用して、行政等が行う事業を評価する	

## ( 3 ) 市民公益活動支援としての協働

### 公的施設の利用、情報受発信機会の提供

協働の形態	形態の説明	市における事業例
公的施設の利用	協働事業パートナーの利用について配慮する	市役所内会議室の利用
情報受発信機会の提供	市民活動情報サイト等によるPRの場の提供やちらし置き場の確保をする	ちらしのコミセンへの配布

#### <コラム> 後援名義の申請はどうすれば？

- \* 事業内容に関わる担当部署に相談してから、必要資料を添えて、担当課に申請します。分からないときは市民協働推進課に相談します。
- \* 可否決定までに時間がかかる場合も有りますので、担当部署との相談は早めに開始する方が良いです。
- \* 承認されると、後援決定通知が交付され、「武蔵野市後援」の名義をチラシやポスターに使用できます。
- \* 事業終了後 30 日以内に結果報告書を担当課に提出します。

( 4 ) 助成、委託としての協働

補助・助成、委託

協働の形態	形態の説明	市における事業例
補助・助成	上記の協働形態をとるなかで、NPO等が行う事業に金銭面での支援を行う	緑のボランティア団体事業(14 団体)
		テンミリオンハウス事業(7団体)
		高齢者地域生活支援事業
		心身障害者通所授産事業(7団体)
		精神障害者共同作業所通所訓練事業(2団体)
		地区計画策定助成事業
		市民文化祭など芸術・文化活動助成
		音楽団体育成事業
		クリーンむさしのを推進する会活動事業
		「二俣尾・武蔵野市民の森」運営団体補助
		保育非営利団体補助金
委託	行政が行うべき事業であるが、効率性・専門性などからNPO等が実施した方がより大きな効果があると思われる場合に、事業実施を委ねる	子育て支援講習会
		森林体験事業運営
		精神障害者ホームヘルパー養成研修事業
		むさしののヒューマンネットワークセンター管理・運営
		声の市報制作・配布
		団塊世代地域発見推進事業
		知的障害者移動介護従業者養成研修
		視覚障害者移動介護従業者養成研修
		精神障害者ホームヘルパー養成研修
		精神保健福祉啓発事業
		精神障害者地域生活支援事業
		地域活動促進事業(文化活動)

委 託	地域活動促進事業(スポーツ活動)
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
	モーニングコンサート託児
	子育てママのスポーツ教室託児
	武蔵野自然観察園及び学校ビオトープ管理・運営
	武蔵野市産前・産後支援ヘルパー事業(2団体)
	市民協働サロン管理・運営

### <コラム> 武蔵野市関連の助成の種類と受け方

- \* NPO法人支援事業  
武蔵野市(市民協働推進課)が募集。書類とプレゼンテーションによる審査を経て決定。上限 20 万円。
- \* 男女共同参画推進団体活動補助金  
武蔵野市(市民協働推進課)が随時募集。上限5万円。
- \* ボランティア・市民活動団体助成  
武蔵野市民社会福祉協議会が春に募集。書類とプレゼンテーションによる審査を経て決定。上限 20 万円。  
(注) 応募についての詳細は、各募集要項に掲載してあります。

### <コラム> 「場」の確保についての配慮

協働事業を推進するためには、パートナーが必要とする「場」の確保が重要な要素になります。したがって、市は、公的施設等の有効利用を含め、原則的に協働事業に利用できる施設の確保や整備を積極的に行う必要があります。

また、協働事業の所管課は協働事業の実施のため公的施設を優先的に押さえ、使用できるように配慮することが望ましいと考えます。こうした配慮は、市が指定管理者に管理運営を行わせている場合も同様に行われることが望まれます。

## 9 . 協働事業分野

協働事業の分野としては、NPO法の分類に従い、次の 17 分野を想定しています。

項 目	説 明
保健・医療・福祉の増進	高齢者の介護福祉、高齢者・障害者・障害児支援、テンミリオンハウスなど福祉施設の管理・運営、福祉・医療サービス、難病者支援
社会教育の推進	生涯学習の推進・団体支援、自然教育、映像教育活動、読書の普及・支援
まちづくりの推進	まちづくりの支援、公園や道路の管理、都市景観の形成 等
学術・文化・芸術・スポーツの振興	伝統文化の振興、芸術家の支援、市民文化団体の支援、スポーツ指導 等
環境保全	環境保護・調査、緑化推進、公園管理、資源・エネルギーの循環的利用の推進、ごみ減量の促進 等
災害救援	災害時の救援活動、防災組織の育成、防災リーダーの養成・研修、災害被害者への支援、自然災害の調査・研究 等
地域安全	安全・安心なまちづくり、地域安全パトロール、事故防止・交通安全活動、まちの美化意識の高揚 等
人権擁護・平和の推進	子どもの虐待防止、DV 防止・被害者支援、ホームレスの生活支援、HIV 感染者の相談、人権差別のないまちづくり、平和啓発、非核都市宣言啓発
国際協力	外国との国際交流・支援、ホームステイの受入・派遣、留学生支援 等
男女共同参画社会の形成の促進	女性の起業支援、セクシャルハラスメント防止、男女共同参画社会の推進、DV 防止・被害者支援 等
子どもの健全育成	子育て支援、保育、子育て施設の管理・運営 等
情報化社会の発展	地域の IT 化推進、情報セキュリティの充実 等
科学技術の振興	大学関係者による科学技術の普及、子ども科学教室 等
経済活動の活性化	商店街の活性化、地域産業・観光の振興、起業支援 等
職業能力開発・雇用機会拡充の支援	高齢者・障害者・若年者の職業訓練・就労支援、若年者のキャリア相談
消費者保護	消費者教育の推進、消費者相談、消費者活動の支援 等
NPO の支援	NPO の育成・支援、ネットワーク化の推進、中間支援組織の支援 等

## 10 . 協働の進め方

協働事業の進め方は、事業内容により変わってくる可能性があります。次の標準プロセスを参考にして、市とパートナーが、それぞれの段階で十分協議しながら進めていくことが大切です。

### 協働事業の準備段階

#### ( 1 ) 協働事業の可能性の検討

行 政	様々な施策を協働で実施できないか、庁内で検討する。その際、当該分野のNPO等と、協働事業の可能性、形態の協働などについて率直な話し合いを行うことが望ましい。
NPO・市民活動団体等	協働事業を提案する。(提案制度については現在検討中) 所管部署と、協働事業の可能性、形態の協働などについて率直な話し合いを行う。 所管部署が分からないときは、市民協働推進課に行き、相談する。



#### ( 2 ) 協働事業化の決定

行 政	協働の課題と目的を明確にし、どのような形態の協働にするか原案を検討し、協働事業化を決める。その際、当該分野のNPO等と話し合う。
NPO・市民活動団体等	協働の課題と目的について行政と話し合い、どのような形態の協働にするか相談する。





( 3 ) 目的を共有できるパートナーの選定

行政	協働事業の目的に応じて、パートナーを選ぶ。 競争を通じた選定が行えるように工夫し、選定プロセスを公開する。 NPO等の提案内容・アイデアなどの保護に留意する。
NPO・市民活動団体等	パートナー公募に応募する。



協働事業の実施段階

( 4 ) 協働事業協定書などの締結 (P17参照)

行政	パートナーと事業に関する協議を進め、事業目的などについて合意形成する。 協定書をパートナーと協議しながら、一緒に作る。 分かりやすいフォーム(委託契約書を除く)を用意しておく。
NPO・市民活動団体等	行政と事業に関する協議を進め、事業目的などについて合意形成する。 協定書を所管部署と協議しながら、一緒に作る。協定書を作成する段階で、評価計画を協議し、利用者アンケート実施などに必要な予算と体制を準備しておく。その際、協働事業によって期待される成果の水準についても、検討・合意しておく。 補助金等の形態の場合、交付時期を行政と相談して決めておく。 可能であれば、利用者アンケート実施などの評価計画も作っておく。



<コラム> 協定書とは何？

- \* 委託の場合に取り交わす契約書に準ずる書類で、2部作成し、行政とパートナーで署名・捺印し、双方で保管します。
- \* 事業によって、くわしい取り決めが必要な場合は、別途、仕様書を作成し、具体的な役割分担や業務内容を正確に記述しておきます。
- \* パートナーには協定書や仕様書の内容を実行する責任が生じますので、できないことや、範囲外のことは書かないよう、十分な協議をしておきましょう。

( 5 ) 協働事業の実施

行政	事業評価のためにどのようなデータが必要なのか、事前にパートナーと協議しておく。 事業が1年を超える場合は中間報告をパートナーに求め、遂行状況を点検する。
NPO・市民活動団体等	実施プロセスについての記録をとっておく。 事業評価のためにどのようなデータが必要なのか、事前に行政と協議しておく。 事業が1年を超える場合は中間報告を行い、遂行状況を点検する。



( 6 ) 協働事業の終了

事業が終了したら、市とパートナーで終了確認をします。



協働事業終了後の段階

( 7 ) 事業評価

行政	事業評価シートによって自己評価を行う。 複数年にわたる事業の場合は年1回程度の中間的評価を行う。 パートナーと共同で振り返りを行い、改善策の検討を行う。事業に関する満足度などを伝え、協働の課題や今後の改善策を話し合う。
NPO・市民活動団体等	事業評価シートによって自己評価を行う。 複数年にわたる事業の場合は年1回程度の中間的評価を行う。 評価の際は、 ①どれだけの資源(予算・人員・時間等)を投入したか、 ②成果水準の達成度や生産性・効率性はどうか、 ③課題に関する啓発効果や地域社会の変化など事業の波及効果などの観点から振り返る。 所管部署と共同で振り返りを行い、改善策の検討を行う。事業に関する満足度などを伝え、協働の課題や今後の改善策を話し合う。

※事業評価シートは、P18参照



### ( 8 ) 報告書作成とその公表

行 政	評価内容をもとに報告書を作成することをパートナーに求める。 報告書は公開することを原則とし、適切な方法で公表する。 市は、改善策に関する対応状況についてはできるだけ速やかにパートナーに伝えるとともに、市民に公表する。
NPO・市民活動団体等	報告書を作成し、市に提出する。 パートナーとしても独自に事業成果を広報する。



### ( 9 ) 協働事業ノウハウの蓄積・継承

行 政	報告書を保存・整理し、データベース化して、協働事業のノウハウを蓄積し、継承できるようにしておく。
NPO・市民活動団体等	パートナーとしても協働事業のノウハウを継承する方法を工夫する。

#### <コラム> 報告書に含む項目案

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 1 実施期間(あるいは日時)       | 2 事業名称       |
| 3 主な場所(あるいは会場)       | 4 主催者・共催者など  |
| 5 (実行委員会の場合)実行委員     | 6 会費の有無      |
| 7 延べ(あるいは当日)参加者数     | 8 事業概要       |
| 9 配布物(記念品類)          | 10 メディア取材の有無 |
| 11 準備経過(広報含む)        | 12 収支会計報告    |
| 13 (必要に応じて)事業成果と改善課題 |              |

## 協定書見本

### 「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」【概略版】

武蔵野市(以下「甲」という)と〇〇〇(以下「乙」という)とは、災害時におけるボランティア活動の支援に関し、次の通り協定を締結する。

第1条(趣旨)この協定は、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動の支援に関する甲及び乙の協力体制について、基本的な事項を定めるものとする。

第2条(用語の定義) 略

第3条(協力の要請)甲は、市内に災害が発生した場合において、必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

第4条(協力の内容)甲が乙に要請する協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)、(2)、(3)、(4) 略

第5条(災害ボランティアセンターの設置) 略

第6条(平常時の協力) 略

第7条(人材育成) 略

第8条(費用負担)災害時において、乙が甲の要請に基づいて行ったセンターの運営に関する費用は、甲が負担するものとする。

第9条(災害情報連絡体制の整備) 略

第10条(情報の交換) 略

第11条(連絡責任者) 略

第12条(協議)この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

第13条(有効期間) 略

この協定の有効締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成 20 年〇月〇日

甲 武蔵野市長 記名押印

乙 〇〇〇会長 記名押印

## 事業評価シートの項目見本

段階	チェック項目	選択・記述項目
<b>準備段階</b>	協働で行う意義は明確だったか	【はい、いいえ】【意義の記述】
	事業目的は明確だったか	【はい、いいえ】【目的の記述】
	事業目標は明確だったか	【はい、いいえ】【目標の記述】
	協働の形態は適切だったか	【はい、いいえ】【その理由】
	パートナー選定プロセスは適切だったか	【はい、いいえ】【その理由】
	率直な話し合いができたか	【はい、いいえ】【その理由】
	相互理解は十分だったか	【はい、いいえ】【その理由】
<b>実施段階</b>	協定書作成に当たって十分協議したか	【はい、いいえ】【その理由】
	事業運営上の役割分担は適切だったか	【はい、いいえ】【その理由】
	評価計画を話し合ったか	【はい、いいえ】【計画の記述】
	情報交換や協議は十分できたか	【はい、いいえ】【その理由】
	実施プロセスの記録は残せたか	【はい、いいえ】【その理由】
	終了確認をしたか	【はい、いいえ】【確認の記述】
<b>終了後の段階</b>	事業に関する満足度はどの程度か	【5, 4, 3, 2, 1】の5段階【概要の記述】
	どれだけの資源(予算、人員、時間等)を投入したか	【概要の記述】
	事業目的は実現したか	【5, 4, 3, 2, 1】の5段階【概要の記述】
	事業目標は達成したか	【5, 4, 3, 2, 1】の5段階【概要の記述】
	事業の波及効果はどの程度か	【5, 4, 3, 2, 1】の5段階【概要の記述】
	今後の課題や改善策をまとめたか	【はい、いいえ】【課題及び改善策の記述】
	その他、気づいたことがら	【自由記述】

### <コラム> 第三者評価とは？

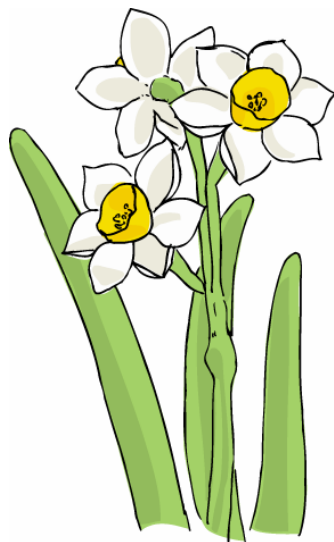
事業内容によっては第三者組織を立ち上げて外部評価を行うことができます。

この場合には、事業を開始する前に市と相談して、外部評価の方法について計画を立てておきます。

第三者組織には次の二通りがあります。

第一に、広い意味で事業関係者の参加による評価委員会が考えられます。たとえば、パートナー以外のNPO・市民活動団体や中間支援組織、所管部署以外の市職員及び学識経験者や公募市民等で構成することが多いようです。

第二は、評価専門NPOや企業に委託するケースです。



市民の花(スイセン)

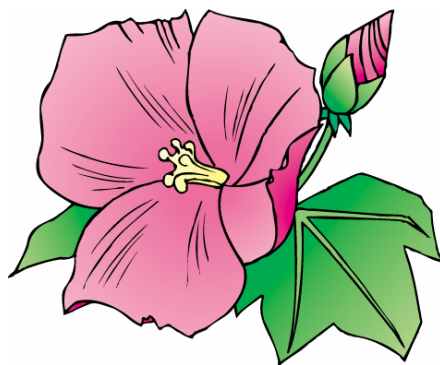
## 11 . 公金支出と公的施設使用を適正に行う原則

市とパートナーが協働を進める上で、公金支出や公的施設使用の際には、その適正さを担保するために、以下の4つの要件を満たす必要があります。

<p><b>事業内容の公益性</b></p>	<p>公益性のある協働事業とは、多くの人々が安全に豊かに生きていくために必要な事業で、非営利であり、市との協議や協定によって行う活動を指します。 したがって、協働事業は、直接的な政治活動や宗教活動、特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦・支持する活動、またはこれらに反対する活動を除くものとします。</p>
<p><b>パートナーの健全な発展を損なわない適正な予算支出</b></p>	<p>協働事業においては、パートナーの健全な発展が実現するように、柔軟かつ適正な予算支出が望まれます。 協働の第一義的な目的は経費節約ではありません。</p>
<p><b>公費濫用の防止</b></p>	<p>公金支出や公的施設の使用については、適正かつ効率的な執行が求められるため、市は公金等の用途に対する監督を行います。 市は必要な場合、協働事業における公金支出や公的施設の使用に関する報告を求めるとともに、公金等交付の取消・返還請求権を持つことを明示します。</p>
<p><b>情報公開</b></p>	<p>協働事業の成果に対する評価および、公金支出結果についてパートナーは適正な監査を受けます。 また、パートナーの規約や役員名簿、事業計画及び予算、事業報告及び決算等について市は把握しておくとともに、求められれば一般に開示します。</p>

## 資 料

- 1 『武蔵野市NPO活動促進基本計画』概要
- 2 『武蔵野市コミュニティ条例』抜粋



市民の花(フヨウ)



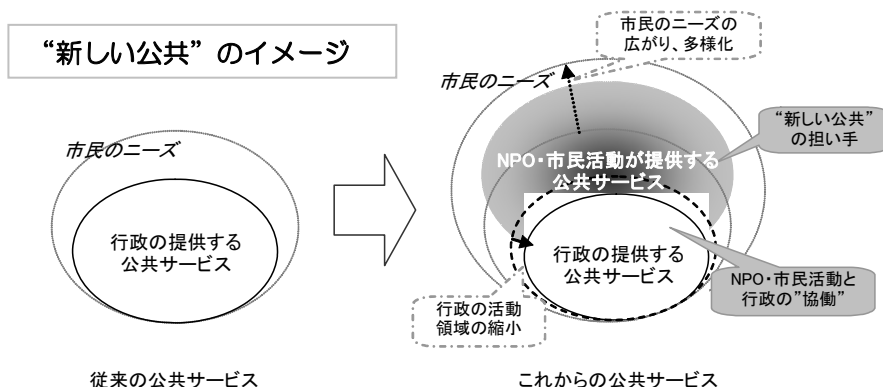
# 武蔵野市 N P O 活動促進基本計画 【概要】

## 計 画 策 定 の 趣 旨 と 位 置 付 け

### 1. 計画策定の趣旨

■社会的なサービスに対する市民のニーズが多様化し、「公共サービスは行政が中心となって担う」というこれまでのシステムが、それらのニーズに的確に応えきれず限界を示す中で、NPO や市民団体による活動が活発になってきました。

■本計画は、武蔵野市が従来から取り組んできた市民協働や市民パートナーシップという考え方によるまちづくりをさらに発展させ、多様化する地域の課題解決や「新しい公共サービス」の提供に取り組む体制作りを推進するために、NPO・市民活動の促進並びに協働のあり方に関する市の目標及び方針を示すものとして策定したものです。



### 2. 計画の位置づけ

■本計画は、「武蔵野市第四期基本構想・長期計画」（平成 17 年度～26 年度）の下位計画として位置づけられており、長期計画の中の「市民活動の活性化と協働の推進」の実現に向けたアクションプランとして策定するものです。

■計画期間は、平成 19 年度を初年度とし、次期基本構想・長期計画が策定される平成 23 年度までの 5 年間とします。

## 武蔵野市における N P O ・ 市民活動の課題

### 1. NPO・市民活動団体の課題

～「武蔵野市 NPO・市民活動団体等実態調査」の結果から導き出された課題～

【“人材確保”に関する課題】 会員・活動メンバーの不足、年齢構成、能力の向上

【“活動資金”に関する課題】 活動資金の不足、収益事業の充実・拡大

【“活動場所”に関する課題】 活動場所の確保、活動場所の機能

【“行政との協働・連携”に関する課題】 行政との協働・連携の経験の有無、行政との協働・連携の意向

### 2. 市との協働事業推進にあたっての課題

～「武蔵野市 NPO・市民活動団体等実態調査」や市内協働事業調査、

市内ワーキングチームでの議論、NPO ヒアリングの結果から導き出された課題～

【協働相手の選定】 選定基準、選定プロセスの明確化による透明性の確保 等

【協働の事業運営】 NPO と行政の意思疎通と意識共有、役割分担等による対等な関係の確保 等

【協働の窓口】 市内の連携による窓口の統一 等

【協働事業の予算】 市民の評価を反映させた NPO への助成、用途を限定しない補助金制度 等

【その他】 市民・企業・行政の協働、行政職員の意識改革のための研修、NPO の専門性・力量向上のための研修や中間支援組織の育成、市民提案への適切な対応 等

# NPO・市民活動の促進と協働の推進に関する武蔵野市の基本姿勢

## 1. 本市におけるこれまでの取組

■NPO・市民活動の促進と協働の推進にあたっては、武蔵野市政における市民との協働や市民パートナーシップという考え方の原点であるコミュニティ自主三原則（自主参加・自主企画・自主運営）によるまちづくりや、市の基本構想・長期計画策定の際の市民参加による計画策定、その他様々な市民参加の取組を発展させることを目指します。

## 2. NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢と原則

### ◇NPO・市民活動促進に向けた基本姿勢 —自立促進型の支援—

■行政に経済的・財政的にいつまでも依存したり、行政の考えに縛られたりするような行政依存型の活動を行うのではなく、市民の豊かで自由な発想を活かし、組織的にも自立することが求められます。⇒「自立促進型の支援」をNPO・市民活動の促進へ向けた本市の基本姿勢とします

### ◇「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」

■「コミュニティ構想」の理念と、「コミュニティ自主三原則」の基本精神と伝統を今日のNPO・市民活動に対しても広範に生かし、次の三原則を「武蔵野市NPO活動促進三原則」とします。

#### 【自発性・自主性の尊重】

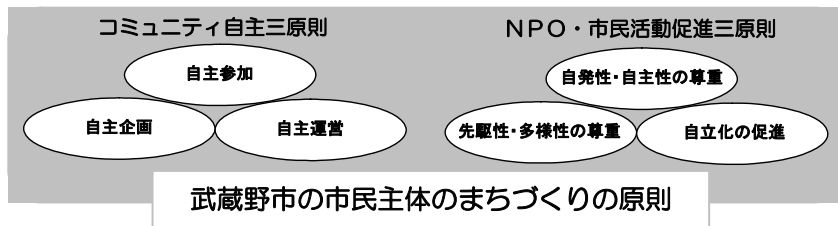
NPO・市民活動団体の思いや理念を受け止める。

#### 【先駆性・多様性の尊重】

NPO・市民活動団体の多様な特性を生かした事業ができるよう、政策提言、事業提案の意義を尊重する。

#### 【自立化の促進】

資金面などの面で行政に依存せず、団体そのものの自立を促進させるようにする。



## 3. 協働の推進に向けた基本姿勢と原則

### ◇協働の推進に向けた基本姿勢

■協働の推進は、行政の市民サービス向上にとっても、NPO・市民活動の促進にとっても、相乗効果が見込まれる、欠かせない事業と考えます。「NPO・市民活動の促進」と具体的な課題に関する「協働の推進」は、“車の両輪”と位置づけます。

⇒市政のあらゆる分野で市民やNPO等との協働を進めることを、協働の推進に向けた本市の基本姿勢とします

### ◇協働の推進に向けた5つの原則

■次の5つの原則を「武蔵野市市民協働ルール・ファイブ」としてNPO・市民活動との協働の推進を図ります。

#### 【相互理解】

相互に相手のことを理解し、信頼関係を築く。

#### 【目的の共有】

協働する各々の主体がその目的を共有して事業を進める。

#### 【役割分担の明確化】

NPO・市民活動団体と行政との役割分担を明確にしなが  
ら、新しい時代のニーズに合った公共サービスの提供を目指す。

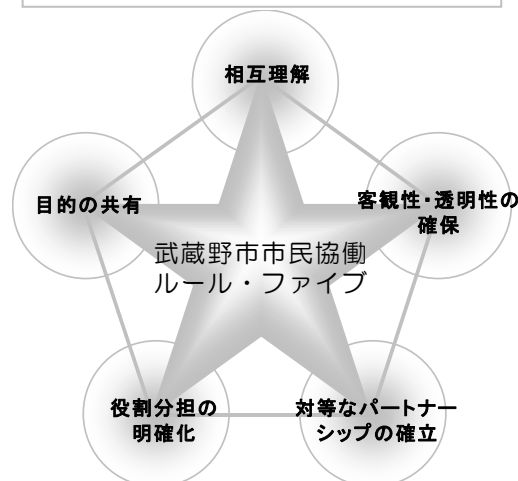
#### 【対等なパートナーシップの確立】

対等なパートナーとして、相互に納得できる協力関係を構築して、事業の円滑な運営を目指す。

#### 【客観性・透明性の確保】

情報公開により、協働事業の内容、手続き、結果などについて客観性・透明性を確保する。

### 武蔵野市市民協働ルール・ファイブ



# NPO・市民活動の促進に関する武蔵野市の基本的な施策

NPO・市民活動の促進に当たっては、団体の活動方針や活動内容等に沿った支援策を選べるよう、多様な支援策を実施していきます。

## 1. NPO・市民活動への参加の促進

【参加のきっかけづくり】NPO・市民活動に関する市民の意識啓発、活動参加へのきっかけづくり

【参加する人材の活性化】NPO・市民活動に関する専門知識を学べる講座等の開催

【活動の輪を広げる仕組みづくり】広く市民が既存の団体の活動に参加したり、新たに活動を始めた  
りできるような仕組みづくり

## 2. NPO・市民活動の活性化

【事業運営等のノウハウに関する講座の開催】NPO活動の効果的な広報活動や事業運営に関する様々  
なノウハウを学ぶための講座の開催

【人材登録・派遣事業】組織のマネジメントなど専門知識を持った市民の募集とNPO団体への派遣

【中間支援組織の設立サポート】行政や地域、他のNPO団体との情報交換や連携関係を構築するネ  
ットワーク的な機能やコーディネート機能をもつ中間支援組織の設立のサポート

【IT活用による活動支援】関係機関のネットワーク化によるNPO団体の情報発信等の支援

## 3. 活動助成制度の充実

【補助金制度の充実】補助金総額の方向性、補助対象、市の様々な補助金制度の統合・見直し

【NPO・市民活動支援基金（「むさしのNPO夢ファンド」仮称）設立の検討】NPO・市民活動の  
支援を目的とした、市民や企業の寄付と市からの拠出金による基金の設立（市民・企業などからの  
寄付金と同額を市の拠出金とする“マッチングギフト方式”とすることも検討）

【NPO・市民活動団体からの事業提案に対する助成制度の検討】NPOから、行政と協働したい事  
業に関する企画・提案を募集し、事業化する仕組みづくり

【融資（金融機関が取り扱う）制度の情報提供】金融機関が取り扱っている、NPO等を対象とした  
融資制度等に関する情報提供

【民間の助成制度の情報提供】「武蔵野市民社会福祉協議会」ホームページなどで公開している民間  
助成事業のより一層の周知

## 4. 活動拠点の整備

【NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の整備】NPO・市民活動団体から強い要望のある活動  
拠点の早急な整備（本格的な活動拠点の整備に時間を要する場合は、一部の拠点機能に特化して、  
過渡的・つなぎ的に活動できる拠点の整備を検討）

《活動拠点の機能》

「会議・作業・事務機能スペース、機器の提供機能」

「情報の収集・提供・蓄積・編集・発信機能」

「ネットワーキング機能」

「相談・コンサルティング機能」

「協働コーディネート機能」

「地域資源の発掘・開発・仲介機能」

「マネジメント支援機能」

## 5. 協働の推進

【多様な協働事業の推進】従来の協働事業の見直しと更なる推進

【協働推進ネットワークの構築】NPO・市民活動団体とコミュニティ協議会との協働、大学とNPO・  
市民活動団体との協働、企業とNPO・市民活動団体との協働も視野に入れた、既存の組織や地域  
の中間支援組織とのネットワークづくり

【事業提案に対する助成制度の検討（再掲）】

【武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）の作成】行政とNPO・市民活動団体相互が共通の理解の  
もとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関  
する実務面でのハンドブック（指針・手引き）を作成

# NPO・市民活動の促進に向けて ～施策推進のための基盤整備～

## 1. 市職員の意識改革と各種事業の企画立案・実施体制の見直し

- 市職員の意識改革に向けて、協働の推進に取り込むために必要な手法修得のための研修や、NPO・市民活動団体との合同研修や現場研修など、ともに汗をかくことによる理解促進等も検討していきます。
- 市の事業に、協働によって進められるものがないか、行政本来の仕事の在り方を見直すとともに、協働の相手となる適切な団体があるのか等、NPO・市民活動を行う団体の実態把握を行い、協働を推進するための検討を進めます。

## 2. 庁内推進体制の整備

- 共通の理解と方針に基づいた、NPO・市民活動の促進ならびに協働の推進を進めていくための組織横断的な調整組織を設置し、担当各課で取り込まれる協働事業の情報収集や、協働事業間の連携・調整、協働事業の成果に関する情報共有等を行っていきます。
- 行政との協働を希望したり模索したりしている NPO・市民活動団体にもわかりやすいように、ワンストップで相談・対応できるような協働の窓口の設置を検討します。

## 3. 市民自治とNPO・市民活動の責任

- 市民自治とは、市民自らが、自らのまちを、自らの手で作り上げていくのが本来の姿です。そのためには、まちづくりの「主役」として、市民一人ひとりが武蔵野市の課題と将来を真剣に考え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を高める必要があります。
- 市民が NPO・市民活動などに参加し、地域の課題や社会的課題の解決に向けた責任ある取組を進めることで、市民が行政サービスの受け手としてだけでなく、新しい公共サービスの担い手にもなることができ、市民自治のさらなる充実を期待することができます。
- NPO・市民活動団体が行政などとの協働事業を進めるにあたっては、役割分担などの協働のルールを定め、事業のプロセスと結果に関して相互に責任を負うこととなります。そのため、NPO・市民活動団体自身がマネジメント能力を高め、社会的責任を果たすことが求められます。

## 4. 協働事業を評価・検証する仕組みづくり

- 行政と NPO・市民活動との協働事業は、サービスを受ける武蔵野市民にとってより効果的・効率的な取組であるよう、事業や団体の客観性・透明性が強く求められます。従って実施後の協働事業についても評価・検証し、協働事業がより良い方向へと進むような仕組みを検討します。

## 5. 「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」の作成

- 行政と NPO・市民活動団体相互が共通の理解のもとで協働事業等を推進していくことができるよう、事前準備や企画、事業実施、事業評価等に関するルールや具体的な仕組みをとりまとめた「武蔵野市市民協働ハンドブック（仮称）」を作成します。

## 6. 「市民協働スペース（仮称）」の整備

- 武蔵野市防災・安全センター（仮称）に伴う、市役所西棟増築に伴い西棟7階を「市民との協働の場」と位置づけ、市民・NPO 等との協働・連携を図りながら事業を展開している職場の中から、市民活動センター、環境政策課、緑化環境センターが配置されることとなっています（「庁舎レイアウト方針」平成18年5月）。
- この新しく設置される「市民との協働の場」に、市との協働・連携を進める NPO・市民活動団体が相談・ミーティング・情報交換などができ、印刷機能や作業スペースも備えた「市民協働スペース（仮称）」を平成19年度中に整備し、市役所庁舎内という立地特性を活かして、市民協働を円滑に推進するための機能を持つものと位置づけます。

# 武蔵野市コミュニティ条例

## 【抜 粋】

平成 13 年 12 月 3 日  
条例 第 33 号

改正 平成 17 年条例第 1 号

武蔵野市は、昭和 46 年、全国に先駆けてコミュニティ構想を策定し、市民によるコミュニティづくりを進めてきた。四半世紀を経た今日、核家族化、少子高齢化、情報通信技術の急速な発展、非営利団体の活動の活発化など、社会状況の大きな変化に対応して、コミュニティは、地域的区分を基礎単位としたものにとどまらず、多様なネットワークへと変容している。

21 世紀を迎え、武蔵野市は、コミュニティ構想の理念を継承しつつ、多くの市民が参画する開かれたコミュニティづくりを進めるため、ここに武蔵野市コミュニティ条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、コミュニティづくりの基本理念及びその推進に必要な事項を定め、市民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第 2 条** コミュニティづくりは、市民が自己の責任において行動し、互いの立場を尊重しながら自発的に交流することを通して、開かれたネットワークをつくりあげていくことを基本理念として行うものとする。

(コミュニティの定義)

**第 3 条** この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながり
- (2) 目的別コミュニティ 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり
- (3) 電子コミュニティ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通して、時間的及び場所的に制約されることなく形成される人と人とのつながり

(市の役割)

**第 4 条** 市は、コミュニティづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 前項の場合において、市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限尊重しなければならない。

(地域コミュニティづくりへの支援)

**第 5 条** 市は、地域コミュニティづくりについて、コミュニティセンターの維持管理、地域コミュニティづくりに関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(目的別コミュニティづくりへの支援)

**第 6 条** 市は、目的別コミュニティづくりについて、個人、非営利団体、企業等が連携して取り組むことを支援し、公共施設の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(電子コミュニティづくりへの支援)

**第7条** 市は、電子コミュニティづくりについて、公共施設における情報通信の基盤の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(コミュニティセンターの設置)

**第8条** 市は、市民によるコミュニティづくりの拠点として、コミュニティセンターを別表のとおり設置する。

2 市は、コミュニティセンターと他の公共施設との連携を図るため必要な措置を講ずるものとする。

**第9条** 以下省略

別表 (第8条関係)

名 称	位 置
境南コミュニティセンター	武蔵野市境南町3丁目22番9号
西久保コミュニティセンター	武蔵野市西久保1丁目23番7号
吉祥寺東コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺東町1丁目12番6号
中央コミュニティセンター中町集会所	武蔵野市中町1丁目28番5号
吉祥寺北コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺北町1丁目22番10号
本町コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺本町1丁目22番2号
八幡町コミュニティセンター	武蔵野市八幡町4丁目10番7号
関前コミュニティセンター	武蔵野市関前2丁目26番10号
御殿山コミュニティセンター	武蔵野市御殿山1丁目5番11号
中央コミュニティセンター	武蔵野市中町3丁目5番17号
桜堤コミュニティセンター	武蔵野市桜堤3丁目3番11号
吉祥寺南町コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺南町3丁目13番1号
緑町コミュニティセンター	武蔵野市緑町3丁目1番17号
西部コミュニティセンター	武蔵野市境5丁目6番20号
吉祥寺西コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺本町3丁目20番17号
けやきコミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺北町5丁目6番19号
本宿コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺東町3丁目25番2号
吉祥寺西コミュニティセンター分館	武蔵野市吉祥寺本町4丁目10番7号
関前コミュニティセンター分館	武蔵野市関前3丁目16番6号

## 【作成委員会及び作業部会の作業経過】

作業部会	2007年10月23日	第1回作成委員会原案作成(ウイッシュ・プロジェクト事務所)	
第1回	2007年10月30日	委員長選出・計画と内容の検討	(市民協働サロン)
第2回	2007年11月27日	公開ワークショップ	(西久保コミュニティセンター)
作業部会	2007年12月11日	第一次案作成	(市民協働サロン)
第3回	2007年12月18日	第一次案検討	(市民協働サロン)
第4回	2008年1月22日	第二次案についての市民・NPO等ヒアリング	(市役所 601 会議室)
第5回	2008年1月29日	第二次案についての庁内ヒアリング	(市役所 601 会議室)
作業部会	2008年2月12日	第三次案作成	(ウイッシュ・プロジェクト事務所)
第6回	2008年2月26日	第三次案検討	(市民協働サロン)
作業部会	2008年3月11日	最終案及びレイアウト検討	(市民協働サロン)
第7回	2008年3月25日	最終案検討	(市民協働サロン)

## 【作成委員会委員】

委員長	栗田 充治	[武蔵野NPOネット代表理事、VCM運営副委員長]
副委員長	佐藤 博信	[VCM運営委員・お父さんお帰りにさいパーティ実行委員長]
委員	佐藤 祐子	[武蔵野NPOネット理事、(特活)保育サービスひまわりママ副理事長]
委員	静間 俊和	[(特活)むさしの経営支援パートナーズ理事長]
委員	鯉田 昭子	[VCM運営委員、VCMボランティア団体連絡協議会]
委員	村上 朋子	[武蔵野NPOネット理事、(特活)ウイッシュ・プロジェクト代表理事]
委員	山崎 三省	[出版NPO・本をたのしもう会代表]
市側委員	渡部 敏夫	[武蔵野市・企画政策室市民協働推進課長]
市側委員	小尾 隆	[武蔵野市・企画政策室市民協働推進課課長補佐]
事務局	篠原二三夫	[武蔵野NPOネット理事、(特活)市民まちづくり会議・むさしの理事長]
事務局	中塚 薫子	[武蔵野市・企画政策室市民協働推進課・コミュニティ推進係]

# 武蔵野市市民協働ハンドブック

(2010年版)

平成20年4月発行

平成21年7月改定

平成22年4月改定

武 蔵 野 市

市民協働ハンドブック作成委員会

事務局 市民協働推進課

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町 2-2-28

電 話 0422-60-1830

FAX 0422-51-9540